

# 第3次事業者経営支援金 の受付を開始します。

※第1次、第2次の給付を受けた方も対象です  
※「連続減少」の要件を廃止しました

新型コロナウイルス感染症による感染者の再度の増加（第5波）の影響により、本年7月から11月までの間に一定以上売上げが減少した事業者を対象に、最大100万円を給付する「第3次事業者経営支援金」の受付を開始します。

## 制度概要

### 【1】給付要件

- ・現に継続して事業・営業を行っている市内に事業所を有する中小企業、個人事業主、公益法人等で支援金給付後も事業を継続する意思がある者 等

### 【2】給付対象となる売上減少の期間

令和3年7月～11月

### 【3】給付額（上限）

（千円）

区分	コロナ前の売上げ（月）			
	500万円以下	500万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
減少率※	25%～50%減少月が2つ	100	125	250
	20%～50%減少月が3つ			
	50%以上減少月が2つ	200	250	500
	50%以上減少月が3つ	300	500	1,000

※前々年等と  
売上げ比較

### 【4】要件緩和・変更点

- ・第3次から、「連続月で一定の売上減少」の要件を廃止しました。
- ・減少月数の要件を満たした時点で、申請が可能です。

### 【5】申請期限

令和4年1月31日（月）消印有効

## 制度の詳細・お問合せ

申請書類・詳細等は市HPをご確認ください。

[トップページ](#)>[新型コロナウイルス感染症関連情報](#)>[生活支援](#)・[経済対策](#)>[経済対策](#)>[第3次事業者経営支援金](#)

お問合せ先：上越市 産業観光交流部 産業政策課 産業振興係

産業振興係直通：025-520-5729

